岩手県移住支援事業（いわて若者移住支援金）実施要領

（趣旨）
第１　岩手県が実施する移住支援事業（いわて若者移住支援金）（以下、「いわて若者移住支援事業」という。）に関しては、他の法令等の定めるところによるほか、この要領により、基本的な枠組みを定める。

（事業の実施）
第２　新型コロナウイルス感染症の影響による若者世代の地方移住に対する機運の高まりの機会を捉え、岩手県内における若者の移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、令和３年度にモデル事業としていわて若者移住支援事業を実施する。

（事業の概要）
第３　いわて若者移住支援事業の概要は、以下のとおりである。
　地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して都道府県が実施する移住支援事業及びマッチング支援事業又は同交付金を活用して都道府県が実施する起業支援事業（以下、起業支援事業という。）と連携し、東京圏から移住して就業又は起業等しようとする者がいわて若者移住支援金の要件を満たす場合、岩手県はいわて若者移住支援金を給付する。

（いわて若者移住支援事業）
第４　いわて若者移住支援事業は、次のとおり実施する。
　岩手県は、事業の制度設計・全体管理、移住者からのいわて若者移住支援金の申請受付・要件確認、いわて若者移住支援金の支給、定着の確認、債権管理、都道府県が行う移住支援事業及び市町村が行う移住者支援施策との調整を担うものとする。
　いわて若者移住支援金の支給・返還に関する詳細は以下のとおりとする。

（１）いわて若者移住支援金の支給
　岩手県は、①及び②に定める要件を満たす者のうち、③、④、⑤又は⑥の要件を満たす者の申請に基づき、⑦に定める方法により、２人以上の世帯の場合にあっては 25 万円、単身の場合にあっては 15 万円のいわて若者移住支援金を予算の範囲内で支給する。なお、岩手県移住支援事業の支給対象者については、対象外とし、同一人物、同一世帯における複数回の申請は認めない。

① 移住等に関する要件
　次に掲げる（ア）、（イ）、（ウ）及び（エ）に該当すること。

（ア）移住元に関する要件
　次に掲げる事項の全てに該当すること。

ａ　住民票を移す直前の 10 年間のうち、通算５年以上、東京圏（埼玉県、

千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和３年法律第 19号）、山村振興法（昭和 40 年法律第 64 号）、離島振興法（昭和 28 年法律第 72 号）、半島振興法（昭和 60 年法律第 63 号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和 44 年法律第 79 号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。以下同じ。）以外の地域に在住していたこと。

ｂ　住民票を移す直前に、連続して１年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住していたこと。

（イ）移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ａ　岩手県に転入したこと。

ｂ　岩手県においていわて若者移住支援事業実施要領が施行された後（令和３年４月１日以降）に、転入したこと。

ｃ　岩手県内への転入時において、39 歳以下の者であること。

ｄ　いわて若者移住支援金の申請時において、転入後１か月以上であること。

ｅ　岩手県内に、いわて若者移住支援金の申請日から５年以上、継続して居住する意思を有していること。

（ウ）世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ａ　申請者を含む２人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

ｂ　申請者を含む２人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

ｃ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、岩手県においていわて若者移住支援事業の詳細が移住希望者に対して公表された後（令和３年４月１日以降）に転入したこと。

ｄ　申請者が、岩手県内への転入時において、39 歳以下の者であること。（申請者を除く世帯員については、年齢は問わない。）

ｅ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、支給申請時において転入後１か月以上であること。

ｆ　申請者を含む２人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

（エ）その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

ａ　暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

ｂ　日本人である、又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ｃ　その他申請者の居住する都道府県がいわて若者移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

② 県が実施する移住定住施策への協力

岩手県が実施する移住定住施策への協力（各種移住定住に関する調査及びインタビューへの回答等）をすること。

③ 就職に関する要件

１）一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ）就業先が、都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。

（ウ）就業者にとって３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。

（エ）週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいてマッチングサイトに掲載する対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して１か月以上在職していること。

（オ）上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記（イ）の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。

（カ）当該法人に、移住支給金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（キ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

２）専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

（イ）週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて就業し、申請時において連続して１か月以上在職していること。

（ウ）当該就業先において、いわて若者移住支援金の申請日から５年以上、継続して勤務する意思を有していること。

（エ）転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

（オ）目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

④ テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

（ア）所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であ

って、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

（イ）地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

⑤ 本事業における関係人口に関する要件

岩手県における市町村や地域の人々と関わりを有する者（関係人口）のうち、移住先の市町村が個別に定める別表１に掲げる要件に該当すること。

⑥ 起業に関する要件

起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。

⑦ 申請手続き等

（ア）交付申請

いわて若者移住支援金の申請者は、岩手県移住支援事業費補助金交付要綱（以下、「要綱」という。）に定める交付申請書（様式第１号の４）、移住先の就業先の就業証明書（第１号の５又は第１号の６）及び本人確認書類に加え、上記①及び②の要件を満たし、かつ③、④、⑤又は⑥の要件に該当することを証する書類を岩手県に提出する。なお、提出書類については、別表２のとおりとする。

（イ）交付申請期限

転入後１か月以上経過後から令和４年２月末日までとする。

（ウ）補助金請求書及び実績報告書の提出

いわて若者移住支援金の交付決定を受けた者は、要綱に定める補助金請求書（様式第３号の２）、実績報告書（様式第４号の４）を岩手県に提出する。

（エ）補助金請求書及び実績報告書提出期限

交付決定日から30日以内又は令和４年３月15日のいずれか早い日までとする。

（２）いわて若者移住支援金の返還

岩手県は、いわて若者移住支援金の支給を受けた者が次の区分に応じて掲げる要件に該当する場合、いわて若者移住支援金の全額の返還を請求することとする。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があるものとして知事が認めた場合はこの限りではない。

① 虚偽の申請等をした場合

② いわて若者移住支援金の申請日から１年以内に岩手県から転出した場合

③ いわて若者移住支援金の申請日から１年以内にいわて若者移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

④ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

（３）いわて若者移住支援金の支給に係る情報共有

岩手県は、いわて若者移住支援金の申請に係る手続き、支給者の就業先情報及び返還対象者に関する情報について、速やかに居住先市町村と共有することとする。

（協力）

第５　岩手県と市町村は、いわて若者移住支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

附　則

１　この要領は、令和３年４月１日から実施する。（令和３年４月１日定雇第 10 号）

別表１（第４関係）

市町村	要件
盛岡市	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
宮古市	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・宮古市の「サーモンランドプロジェクト事業」等で実施した移住相談会等に参加したのちに移住した者 ・宮古市の「サーモンランドプロジェクト事業」等で実施した複業マッチングプログラムにより複業を開始した者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
大船渡市	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
花巻市	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
北上市	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・これまでに２年以上北上市に住んでいたことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
久慈市	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
遠野市	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・転入時に 55 歳未満であって、遠野市の移住体験ツアー参加経験を有する者 ・転入時に 55 歳未満であって、転入前に「で・くらす遠野市市民制度」会員であったことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
一関市	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・「いちのせきファンクラブ」の会員 ・「移住検討視察交通費補助金」の利用経験を有する者 ・「お試し移住」「移住体験ツアー」の参加経験を有する者 ・「空き家バンク」を利用して移住する者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
陸前高田市	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
釜石市	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・以下いずれかにあてはまり、かつ就業している方

	①釜石市出身者（２親等以内が釜石市に住民票を有する等） ②お試し移住ツアー参加者 ③インターンシップ及び副業で釜石市の企業に就業した者 ④釜石サンキューカード配布者 ⑤釜石ラグビー応援団の団員 ⑥固定資産税を釜石市に納めている者（土地、山林以外） ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
二戸市	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
八幡平市	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・八幡平市応援市民である者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
奥州市	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
滝沢市	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・市内高等教育機関の卒業生である者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
雫石町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・過去5年以内において、雫石町が主催する移住体験ツアーに参加経験を有する者 ・町内4つの地区において、それぞれの拠点を中心に取り組む「居場所・交流」「活躍・仕事」「健康・生きがい」「住まい」づくりの企画提案及び運営への参加又は住民の地域づくり活動に定期的に参加又はプロボノ活動又は官民連携による協働事業に携わる者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
葛巻町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・インターンシップ参加者 ・移住体験ツアー参加者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
岩手町	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
紫波町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・町内で開催された産業振興関連のインターンシップや体験ツアーに参加経験がある者

	・町内の遊休不動産の利活用事業に従事している者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
矢巾町	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
西和賀町	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
金ケ崎町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・金ケ崎町企業クラブに登録している企業へ就職した者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
平泉町	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
住田町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・町が実施するイベント等に参加し本人からの了承に基づき関係人口の名簿に登載された者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
大槌町	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
山田町	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
岩泉町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・岩泉町が実施する移住体験ツアーに参加したことのある者 ・岩泉町にボランティアで来たことのある者 ・岩泉町にふるさと納税をしたことのある者 ・岩泉町が開催した行事（南部牛追い唄全国大会等）へ参加したことがある者 ・岩泉型インターンシップに参加したことがある者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
田野畑村	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
普代村	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
軽米町	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
野田村	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・心はいつものだ村民制度登録者

	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
九戸村	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
洋野町	・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者
一戸町	次に掲げる事項のいずれかに該当すること。 ・一戸夢ファームで２週間以上の研修実績を有する者 ・岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施したことがある者

別表２（第４関係）

交付申請時に必要となる書類

区分	提出書類	備考
１　全員必須	（１）　交付申請書	要綱 様式第１号の４
	（２）　写真付き身分証明書	
	（３）　移住先の住民票の写し ※　世帯分の申請の場合は、世帯分のもの	
	（４）　移住元の住民票の除票の写し（移住元での在住地、在住期間が分かる書類） ※　世帯分の申請の場合は、世帯分のもの	
	（５）　いわて若者移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し（金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名が確認できるものに限る	
	（６）いわて若者移住支援金の交付申請に関する誓約書	別紙１
	（７）岩手県移住支援事業（いわて若者移住支援金）に係る個人情報の取扱い　同意書	別紙２
２　就業又は専門人材に該当する申請者のみ提出	就業証明書	要綱 様式第１号の５
３　テレワーカーに該当する申請者のみ提出	就業証明書_テレワーク	要綱 様式第１号の６
４　関係人口（岩手県「遠恋複業」の取組による複業実施者）に該当する申請者のみ提出	関係人口証明書_遠恋複業	別記様式１
５　関係人口（岩手県「遠恋複業」の取組による複業実施者を除く）に該当する申請者のみ提出	各市町村の関係人口要件に該当することを証する書類	別に定める